

認定鳥獣捕獲等事業者に係る認定要件に関する検討状況

項目	改正鳥獣法の条文	認定事業者を求める事項
		鳥獣の捕獲等をする事業の管理に関わる責任者（事業管理責任者）をおくこと
安全管理体制	鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の 安全管理を図るための体制 が、環境省令で定める基準に適合するものであること	<p>安全に鳥獣の捕獲等を実施する技術 （捕獲に従事する者が狩猟免許を有していること）</p> <p>捕獲従事者に対する安全管理の徹底 （法令遵守、捕獲作業時の安全確保、事故対応、猟具の取扱い等安全に関する講習の受講）</p> <p>安全管理規程の整備 （緊急連絡体制、猟具の定期点検、従事者の管理等を含む）</p> <p>捕獲従事者が救急救命に関する知識を有すること（救命講習の受講）</p>
<p>（夜間銃猟の認定の場合、上記に加え）</p> <p>夜間銃猟をする際の安全管理体制</p>	夜間銃猟をする際の 安全管理を図るための体制 が、環境省令で定める基準に適合するものであること	<p>銃猟に関する高度な技術（射撃場における射撃成績）</p> <p>捕獲従事者に対する夜間銃猟に係る安全管理の徹底 （夜間銃猟における安全確保、地域住民への周知の徹底等夜間銃猟の安全に関する講習の受講）</p> <p>夜間銃猟を実施する際の安全管理規程 （地域住民への事前周知、実施地区での安全対策等を含む）</p>
技能及び知識	鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な 技能及び知識を有する者 として環境省令で定める基準に適合する者であること	<p>捕獲従事者が鳥獣の捕獲等の技能及び知識を有すること （対象鳥獣の生態、鳥獣の管理、関係法令、捕獲手法、止めさし、感染症等に関する講習の受講）</p> <p>捕獲実績</p>

項目	改正鳥獣法の条文	認定事業者を求める事項
研修	鳥獣捕獲等事業に 従事する者に対する研修の内容 が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること	<p>適正かつ効率的に鳥獣捕獲等を行うための技能及び知識の維持向上に関する研修計画の作成</p> <p>上記研修の実施</p> <p>(銃猟の場合) 射撃場における定期的な射撃の実施</p>
その他	その他 適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するために必要なもの として環境省令で定める基準に適合するものであること	<p>反社会的勢力でないこと (役員等に暴力団員を含まないこと)</p> <p>損害賠償能力を有すること</p> <p>適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施できること (狩猟免許所持者数)</p>